

第 1 3 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」の部分を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 5月13日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市北区〇〇に建設を予定しているマンション（以下「本件建物」という。）に係る名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成11年名古屋市条例第40号。以下「中高層条例」という。）による説明状況等報告書始め提出書類すべての公開請求を行った。
- 2 同月26日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

特定した行政文書 （以下「本件行政文書」という。）	内容	非公開とした情報	非公開事由
中高層条例第10条第3項に基づく標識設置届（平成22年10月19日付け）	標識設置届	本件建物の販売会社（以下「本件法人」という。）の印影（以下「本件法人印影情報」という。）	条例第7条第1項第2号に該当（法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため）
		本件法人の担当者の氏名（以下「本件担当者名①」という。）	条例第7条第1項第1号に該当（特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため）
	設置した標識の写真	-	-
	案内図	-	-
	配置図	本件建物の間取（以下「本件間取り情報」という。）	条例第7条第1項第2号に該当（法人の内部管理に関

			する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
		設計会社の従業員の氏名（以下「本件担当者名②」という。）及び登録番号（以下「本件登録番号」という。）	条例第 7条第 1項第 1号に該当（特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
	日影図（以下「本件日影図①」という。）	地図に記載されている近隣関係者及び説明を求められた周辺関係者（以下「近隣関係者等」という。）の法人（以下「本件近隣法人」という。）の識別番号（以下「本件識別番号」という。）、名称、建物の使用用途及び外観（以下これらを「本件近隣法人地図情報」という。）	条例第 7条第 1項第 2号に該当（法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
		地図に記載されている近隣関係者等の個人（以下「本件近隣個人」という。）の本件識別番号、氏名、建物の使用用途及び外観（以下これらを「本件個人地図情報」という。）	条例第 7条第 1項第 1号に該当（特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例施行細則（平成12年名古屋市規則第3号。以下「中高層規則」という。）第 8条第 1項に基づく変更届	変更届	本件法人印影情報	条例第 7条第 1項第 2号に該当（法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	設置した標識の写	-	-

(平成22年11月10日付け)	真		
同変更届 (平成22年12月15日付け)	変更届	本件法人印影情報	条例第7条第1項第2号に該当(法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	設置した標識の写真	-	-
同変更届 (平成23年2月7日付け)	変更届	本件法人印影情報	条例第7条第1項第2号に該当(法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	設置した標識の写真	-	-
中高層条例第13条第2項に基づく共同住宅型集合建築物建築設計書 (平成22年11月10日付け)	共同住宅型集合建築物建築設計書	本件法人印影情報	条例第7条第1項第2号に該当(法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
		本件担当者名①	条例第7条第1項第1号に該当(特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
	付近見取り図及び配置図	本件間取り情報	条例第7条第1項第2号に該当(法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の

			事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
中高層条例第12条第1項に基づく説明状況報告書 (平成22年11月10日付け)	説明状況報告書	本件法人印影情報	条例第7条第1項第2号に該当(法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	テレビ電波受信障害の調査の結果	-	-
	建築計画等の説明の状況	本件担当者名②、本件担当者名②の印影(以下「本件個人印影情報」という。)、開催場所欄に記載のある個人宅(以下「本件開催地」という。)及び出席者数(以下「本件出席者数」という。)	条例第7条第1項第1号に該当(特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
	説明内容	-	-
	説明会議事録	本件開催地、本件担当者名①、本件担当者名②、説明会の出席者名及び本件出席者数	条例第7条第1項第1号に該当(特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
	個別説明(以下「個別説明状況報告書」という。)	関係者の区別、所在地、法人名、居住・所有の区別、訪問月日、面談の有無、要望事項及び回答内容	条例第7条第1項第2号に該当(法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
		関係者の区別、住所、氏名、居住・所有の区別、訪問月日、面談の有無、要望事項及び回答内容	条例第7条第1項第1号に該当(特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られた

		くないものと認められるため)
建設計画資料及び案内図	本件担当者名②	条例第 7条第 1項第 1号に該当 (特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
配置図及び各階平面図	本件間取り情報及び各部屋の形状のタイプを示した情報 (以下これらを「本件間取り情報等」という。)	条例第 7条第 1項第 2号に該当 (法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	本件担当者名②及び本件登録番号	条例第 7条第 1項第 1号に該当 (特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
立面図	本件担当者名②及び本件登録番号	条例第 7条第 1項第 1号に該当 (特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
断面図	本件間取り情報等	条例第 7条第 1項第 2号に該当 (法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	本件担当者名②及び本件登録番号	条例第 7条第 1項第 1号に該当 (特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られた

		くないものと認められるため)
案内図及び付近見取り図	本件近隣法人地図情報	条例第 7条第 1項第 2号に該当 (法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	本件個人地図情報	条例第 7条第 1項第 1号に該当 (特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
	本件担当者名②及び本件登録番号	条例第 7条第 1項第 1号に該当 (特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
平均地盤算定図	本件間取り情報	条例第 7条第 1項第 2号に該当 (法人の内部管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
	本件担当者名②及び本件登録番号	条例第 7条第 1項第 1号に該当 (特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
日影図	本件近隣法人地図情報	条例第 7条第 1項第 2号に該当 (法人の内部管理に関する情報であって、公開すること

			により当該法人の事業活動に支障を及ぼすものと認められるため)
		本件個人地図情報	条例第 7条第 1項第 1号に該当（特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)
		本件担当者名②及び本件登録番号	条例第 7条第 1項第 1号に該当（特定の個人が識別できる者のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため)

3 同年 7月 1日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち個人名を除く部分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件法人が、インターネット上や新聞の折り込みチラシの中で間取り等を一般に広く公開している中で、本件間取り情報が、「企業の販売戦略等に影響を及ぼす可能性があるため当該法人に不利益を与える」との判断はあまりにも実態とかけ離れた判断である。

(2) 本件建物は、本件法人から提供を受けた資料や、インターネットで公開されている情報を合わせてみると、建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「基準法」という。）に規定する容積率規制違反が疑われており、情報公開をする必要性が強く求められている建築物である。

(3) 個別説明状況報告書について、個人の名前は非公開で情報公開請求をしており、また他に個人を識別できる情報は含まれていない資料であるので、個人情報に該

当しない。実施機関としても本件法人からの当該報告書が本当に正しいのか、住民に確認する手続が必要である。

(4) 企業にとって印影は公式なものであり、正確な印影を手に入れたい場合には、何らかの取引を行うことで容易に入手することが可能である。仮に情報公開のコピーによる印影を悪用しようとしても、正確な印影を手に入れることは困難である。実施機関は、本件法人からの正しい提出物であることを示すために、また市職員が悪意をもってすり替えた資料ではないことを明らかにするためにも、本件法人印影情報の公開が必須である。

(5) 個別説明状況報告書に記載されている近隣住民等の意見及び要求について、本人の同意なく第三者である実施機関に対して提出されている。本件法人に対して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するよう、実施機関に指導してもらいたい。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 中高層条例第7条において、各階平面図は公開を前提としていない。また、間取り等の情報は、公開することによって本件法人の販売戦略等に影響を及ぼす可能性があるため、本件法人に不利益を与えると認められる。仮に本件法人が将来的に広く公開するとしても、公開する権利は事業者にあり、実施機関はその権利を侵害することはできない。
- 2 中高層条例は、建築確認前の手続について定めた条例であり、基準法に違反するかどうかを検証するためのものではない。基準法に違反するか否かは、建築確認という枠組みで担保すべきである。
- 3 個別説明状況報告書の記載は、建築主等が近隣関係者等に個別説明した状況を記載したものであり、その記載内容は、建築主等説明者と近隣関係者等との一対一の個別説明の内容である。要望事項、回答内容のやりとりは個人の意識等を色濃く反映するもので、通常他人に知られたくないものに該当し、個人名を伏せたとしても、要望事項等の内容から個人名を特定し、推測できるおそれがある。
- 4 本件法人印影情報及び本件個人印影情報は、押印されている文書の真正性を示すものとして使用されていると認められ、また本件平面図に押印している本件法人及び本件担当者②は、これらの印影を業務上関わりのない不特定多数の者に対し広く公開しているとは認められないことから、これらを公開すると、当該建築士名義の文書が偽造されるなどの不測の事態が生じるおそれが否定できず、当該個人の社会

活動等に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち個人名（本件担当者名①、本件担当者名②、本件近隣個人の氏名及び説明会の出席者名）を除く情報が、条例第7条第1項第1号又は第2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 中高層条例について

中高層条例は、中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整並びに共同住宅型集合建築物の建築の計画等に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持するとともに、健全で快適な居住環境の保全及び形成に資することを目的としている。

4 標識設置の届け出について

中高層条例第10条第1項は、中高層建築物の建築主は、当該中高層建築物の建築に際し、近隣関係者等に建築の計画の周知を図るため、標識を設置しなければならないとされており、当該標識を設置した時には、同条第3項の規定により、中高層規則で定めるところにより、速やかにその旨を実施機関に届け出なければならないと規定されている。

また、中高層規則第8条第1項では、標識設置届に軽微な変更をしたときは、変更届を、速やかに実施機関に提出することとされている。

5 共同住宅型集合建築物建築設計書について

中高層条例第13条第1項は、共同住宅型集合建築物の建築主に、良好な近隣関係を保持するため、駐車場に関する事項など必要な措置をとることを求めており、当該建築主には、建築確認申請の7日前までに、当該措置の内容を市長に届け出ることと求めている。

6 説明状況報告書について

中高層条例第11条第1項及び第2項の規定により、中高層建築物の建築主等は、近隣関係者等に、建築の計画及び工事の概要を説明しなければならないとされている。

そして、当該説明状況については、中高層条例第12条第1項及び中高層規則第7条により、テレビ電波受信障害の調査の結果等の必要書類を添えて、実施機関に報告しなければならないとされている。

7 条例第7条第1項第2号該当性

当審査会は、まず、本件間取り情報等、本件法人印影情報、個別説明状況報告書及び本件近隣法人地図情報が、条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件間取り情報等について

ア 本件間取り情報等は、本件間取り情報及びタイプ別の部屋の内容が記載された情報であり、本件法人が販売用に建設した本件建物の間取り等を示した図面であることから、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件間取り情報等を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 本件間取り情報等は、中高層条例に基づき実施機関に提出された各階の間取りのほか詳細な寸法、非常階段、エレベータの位置等が記載された図面であり、本件法人のノウハウに関する情報に該当すると認められる。

(イ) しかし、本件間取り情報等と同様の間取りを示した図面は、本件法人自らが現在ウェブサイトで公表していることから、本件間取り情報等を公開しても必ずしも本件法人に不利益を与えるものではないとも考えられる。

そこで、本件間取り情報等のように、法人のノウハウに関する情報等の情報については、民間企業等の不利益を実施機関で一律に判断するのではなく、当該情報を公開されることにより不利益を被るおそれがあるか否かについて、本件法人に意見を聴取する等の方法により、競争上の利益が損なわれるか否かを判断する必要がある。

(ウ) 実施機関が、本件法人に対して、本件間取り情報等の公開の可否について、本件処分後に意見を聴取したところ、公開に反対する旨の回答を得ている。

そして、本件間取り情報等のような法人のノウハウに関する情報については、特段の事情がない限り、当該法人の意思を尊重すべきである。

(エ) したがって、本件間取り情報等を公開すると、本件法人の保有する競争上の利益が損なわれると認められ、本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(3) 本件法人印影情報について

ア 本件法人印影情報は、本件法人が中高層条例に基づいて提出した文書に押印されていたものであることから、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件法人印影情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 法人等の印影は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるが、例えば、不特定多数の顧客に提供する請求書に押されている印影などのように、外部に開示して使用することが予定されているものについては、これを公開しても、当該法人等の正当な利益を害しないと考えられる。

(イ) しかし、法人等の印影の性質、形状、使用されている状況などによっては、当該法人の正当な利益を害することも考えられ、法人等の印影を公開するか否かについては、当該印影の性質等から、これを公開した場合に当該法人等の事業運営に支障をきたすかどうかを個別に判断する必要がある。

(ロ) これを本件についてみると、本件法人印影情報は、本件行政文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであると認められる。また、本件行政文書は、中高層条例及び中高層規則に基づいて提出した文書であり、不特定多数の者に配布される性質のものでもない。

(ハ) したがって、本件法人印影情報を公開されると、偽造等によって財産的損害を及ぼす等不測の事態を招くことも考えられることから、本件法人の事業運営に支障をきたし、本件法人にとって明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 個別説明状況報告書について

ア 個別説明状況報告書は、本件法人が本件建物の建築に伴い、中高層条例第12条第1項の規定により提出された情報のうち、本件近隣法人に対する説明の状況を記した情報である。

その記載内容としては、①関係者の区別（近隣関係者又は周辺関係者を選択する欄（以下「本件区分欄」という。））、本件識別番号）、②住所及び氏名欄（本件近隣法人の所在地及び名称並びに本件訪問先個人の住所及び氏名（以下「本件訪問先情報」という。））、③居住・所有の区別、④訪問月日、⑤面談の有無、⑥要望事項及び⑦回答内容から構成されているものであり、本件法人又は本件近隣法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、個別説明状況報告書を公開すると、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 本件訪問先情報について

個別説明状況報告書のうち本件訪問先情報の欄は、公開すると、個別状況説明報告書の訪問月日、面談の有無等の情報によって、本件法人が特定の法人又は個人に対してどのような訪問活動を行ったかが明らかになる。

これらの情報は、法人の本件建物に関する企業活動に関するものであり、これを公開すると本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えると認められる

(イ) 居住・所有の区別、要望事項及び回答内容（以下「本件要望等情報」という。）について

個別説明状況報告書のうち本件要望等情報は、本件法人が近隣関係者等を対象として現況の調査、聞き取り等によって取得した本件近隣法人の要望及びそれに対する回答である。

これらの情報は、本件建物の建設に際して調査した本件法人の内部管理に関する情報であることから、これを公にすると本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えると認められる。

この点に関し、異議申立人は、訪問先を非公開にすれば、個人の権利利益は侵害されないと主張している。

しかし、本件要望等情報は、上記で述べたとおり本件法人又は本件近隣法人の内部管理に関する情報であると認められるので、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(ロ) 個別説明状況報告書のうち関係者の区分の本件識別番号について

個別説明状況報告書のうち関係者の区分は、本件区分欄及び本件識別番号から構成されている。

本件識別番号は、日影図の本件識別番号と対応しているので、これを公開すると、日影図に記載のある建物の配置から、本件近隣法人を容易に特定することができることから、上記(ア)で述べたとおり、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(エ) 個別説明状況報告書のうち別表に掲げる情報について

個別説明状況報告書のうち別表に掲げる情報は、上記(ア)、(イ)及び(ウ)以外の情報であり、具体的には、本件区分欄、訪問月日及び面談の有無の情報である。

これらの情報は、本件法人が近隣関係者等を対象に、中高層条例で定めた事務を行った事実が分かるものであり、これらを公開しても、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(5) 本件近隣法人地図情報について

ア 本件近隣法人地図情報は、本件識別番号、名称、建物の使用用途及び外観であり、法人の事業活動の所在地が分かるものであるから、本件法人又は本件近隣法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件近隣法人地図情報を公開すると、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 本件近隣法人地図情報の内容は、本件建物による日影図に、本件識別番号、本件近隣法人の名称、建物の使用用途及び外観を加えたものである。

このうち本件近隣法人の建物の使用用途及び外観は、外形上明らかな情報であり、また、本件近隣法人の名称を明らかにしても、本件近隣法人の活動拠点となる所在地がわかるだけである。

他方で、本件識別番号は、個別説明状況報告書との対応関係を示しているため、これを公開すると、上記(4)イ(ウ)と同様の理由により、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えるとは認められる。

(イ) また、本件近隣法人地図情報は、本件法人が事業活動を行う上で、技術上のノウハウに関する情報とは認められない。

(ウ) したがって、本件近隣法人地図情報のうち本件近隣法人の名称、建物の使用用途及び外観を公開したとしても、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えるとは認められないが、本件近隣法人地図情報のうち本件識別番号を公開すると、本件法人又は本件近隣法人に明らかに不利益を与えるとは認められる。

(6) 以上のことから、本件行政文書のうち別表に掲げる情報以外の情報は、条例第7条第1項第2号に該当すると認められるが、本件行政文書のうち別表に掲げる情報は、条例第7条第1項第2号に該当すると認められない。

8 条例第 7条第 1項第 1号該当性

次に、本件登録番号、本件識別番号、本件個人地図情報、本件個人印影情報、本件開催地、本件出席者数並びに個別説明状況報告書が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件登録番号について

ア 本件登録番号は、配置図、各階平面図、立面図、断面図、案内図及び付近見取り図に記載されている本件担当者②の一級建築士の登録番号である。

一級建築士の登録番号は、建築士法（昭和25年法律第 202号）第 5条第 1項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第 3条第 1号の規定に基づいて、登録される番号であり、建築士の資格を有する者ごとに付番されるものであるため、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

イ 次に、本件登録番号が、通常他人に知られたくないと認められるものであるか否かについて判断する。

一級建築士の登録番号は、建築士法第 6条第 2項の規定により、一般の閲覧に供されていることから、この登録番号を公開すると、当該登録番号を保有する者の氏名が明らかになり、従業員の勤務先の情報も明らかになる。

また、一級建築士の勤務先は、建築士法第 6条第 2項の一般の閲覧に供される項目にはないため、公知の情報であるとはいえ、通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) 本件個人地図情報について

ア 本件個人地図情報は、個人所有の建物による日影図に、本件識別番号、本件近隣個人の氏名、建物の使用用途及び外観を加えたものであるが、このうち本件近隣個人の氏名は異議申立ての対象から除かれている。

この本件個人地図情報のうち本件識別番号、建物の使用用途及び外観の情報は、本件近隣個人の氏名を除外しても、地図等の他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

イ 次に、本件個人地図情報のうち本件識別番号、建物の使用用途及び外観の情報が、通常他人に知られたくないと認められるものであるか否かについて判断する。

本件近隣個人の建物の使用用途及び外観の内容は、現地に行く等調査をすれば、建物の外観から明らかなものであるため、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものとは認められない。

他方で、本件識別番号は、個別説明状況報告書との対応関係を示しており、これを公開すると、個別説明状況報告書と関係を照合することにより、本件近隣個人に関する面談状況等が明らかになるので、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(4) 本件個人印影情報について

ア 本件個人印影情報は、本件建物に係る建築設計を行った会社の従業員の印影に関する情報であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

イ 次に、本件個人印影情報が、通常他人に知られたくないと認められるものであるか否かについて判断する。

本件個人印影情報は、業務上使用されている文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであり、不特定多数の者に対して広く公開しているとは認められず、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(5) 本件開催地及び本件出席者数について

ア 本件開催地及び本件出席者数は、本件建物を建築するにあたり、中高層条例第11条に基づき、近隣関係者等に対して、説明会を行った会場及び出席者数である。本件開催地は、個人宅であるので、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。他方で、本件出席者数については、説明会に出席した人数であり、この人数のみの記述で特定の個人が識別されるとは認められない。

イ 次に、本件建物の建築のために、本件開催地である個人宅が説明会の会場に使用されたことは、この説明会が近隣関係者等の限られた者に対して開かれたものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

(6) 個別説明状況報告書について

ア 上記 7(4) で判断したとおり、個別説明状況報告書のうち本件要望情報及び本件識別番号の部分は、条例第 7条第 1項第 2号に該当し非公開とすべきであるので、これについて重ねて判断する必要はないので、個別説明状況報告書のうち別表に掲げる情報についてのみ判断する。

イ 個別説明状況報告書のうち別表に掲げる情報は、情報関係者の区別の本件区分欄、訪問月日及び面談の有無の情報である。

これらの情報は、本件法人が近隣関係者等を対象に、中高層条例で定めた事務を行った事実が分かるものであり、これらを公開しても、特定個人が識別できる情報とは認められない。

また、特定の個人が識別できないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められない。

(7) 以上のことから、本件行政文書のうち別表に掲げる情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められないが、本件行政文書のうち別表に掲げる情報以外の情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 7月21日	諮問書の受理
7月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月25日	実施機関の弁明意見書を受理
8月29日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月27日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
11月 9日 (第131回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月 9日 (第131回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成24年 2月 8日 (第134回審査会)	調査審議
2月27日 (第135回審査会)	調査審議
3月21日 (第136回審査会)	調査審議
3月28日	答申

別表

		公開すべき情報
中高層条例第10条第3項に基づく標識設置届（平成22年10月19日付け）	日影図	本件近隣法人地図情報のうち本件近隣法人の名称、建物の使用用途及び外観 本件個人地図情報のうち建物の使用用途及び外観
中高層条例第12条第1項に基づく説明状況報告書（平成22年11月10日付け）	建築計画等の説明の状況	本件出席者数
	説明会議事録	本件出席者数
	個別説明状況報告書	本件区分欄、訪問月日及び面談の有無の欄
	日影図	本件近隣法人地図情報のうち本件近隣法人の名称、建物の使用用途及び外観 本件個人地図情報のうち建物の使用用途及び外観